

令和6年度宮代町社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

我が国の経済は、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復傾向にありますが、資源価格・物価高の動向など、引き続き、経済情勢を巡る不確実性は高くなっています。

また、超高齢社会や核家族化の進行等日本が直面する時代の転換点ともいえる構造的な変化による課題が山積しており、住民の皆様の生活にも大きな影響が生じています。

地域社会においても、コロナ禍によるコミュニティの希薄化や地域力の低下が一層加速し、人々の活動や交流にも変化をもたらし、「社会的孤立」が大きな課題となっています。

このような社会情勢の下、住民の皆様の社会参加、交流活動やボランティア活動、地域での支え合い、見守り活動など地域の中の福祉活動にかかる取組みが重要であり、宮代町社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、地域福祉を推進する中核的な組織として、「つながり ささえあい あんしんある暮らし」の実現に向け、住民の皆様をはじめ、団体、事業者、関係機関等との協働を強化し、「誰もがいきいきと安心して暮らせる地域づくり」を推進していく必要があります。

そのため、令和6年度においては、宮代町が直面する福祉課題に迅速かつ的確に対応できるよう、以下の重点項目に取り組むものとし、職員一人ひとりが経済的な視点、危機意識を持ち、各事業の目標や成果を確認したうえで、積極的に各事業を推進してまいります。

1 法人運営においては、「すてっぷ宮代」の福祉交流拠点としての機能を強化するため、昨年度から実施している試行的な休日開所の取組みを継続するとともに、交流スペースの有効活用を進めます。

また、社協事業への理解を広げるため、会員確保に向けた冊子の作成や昨年度スタートしました公式ライン登録を活用した社協事業等の発信に努めます。

2 地域福祉の推進においては、住民参加による地域福祉活動を推進するため、「みまもりの「わ」事業」による住民主体の見守り活動を強化していくとともに、地域の福祉施設及び団体等のそれぞれの専門性や特性を地域福祉活動に活かしていくため、すてっぷ宮代活動チーム登録団体や地区・自治会、交流サロン等の活動を支援します。

また、「ともに支え合い 助け合う みんなにやさしいまちづくり」を基本理念とする「第2次宮代町地域福祉計画」を踏まえた「第2次宮代町地域福祉活動計画」を、住民の皆様や関係団体等と協働で策定するとともに、多様な組織や関係者との相互の連携、協働の場を提供し、地域福祉活動のプラットフォームに向けた検討を進めてまいります。

すてっぷ宮代が、地域福祉交流拠点施設としての機能を発揮するため、西原自然の森拠点事業を実施し、人が集い、交流する機会を提供するとともに、福祉のまちづくり啓発活動として、関係機関と連携し、福祉教育の充実及び認知症にフレンドリーなまちづくりを引き続き発信していくとともに、昨年度作成した「宮代みんなのふくしカルタ」を活用し、福祉を

学び理解する機会を提供します。

3 高齢者・障がい者・児童福祉の推進においては、ひとり暮らし高齢者や要援護高齢者の在宅生活を支えるふれあい生活支援事業（笑顔のチケット）、生活支援体制整備事業、高齢者等訪問理美容助成事業を引き続き実施するとともに、高齢者のやりがい、生きがいつくりをとおした社会参加の促進に取り組みます。

また、障がい者と地域を結ぶ交流事業を実施し、障がいへの理解を深めるとともに、児童福祉においては、引き続き子ども食堂事業や子どもの居場所づくりを進め、子どもの「孤立」防止に努めます。

ひとり親世帯の経済的な支援として、昨年度からスタートしました就学時におけるランドセル応援事業及び今年度からスタートする歳末生活応援事業を実施します。

4 ボランティア活動の推進においては、ボランティア団体やすてっぷ宮代活動チームを中心とした「すてっぷまつり」を開催し、ボランティア体験や市民活動の機会を提供するとともに、学生ボランティアをはじめ地域資源を活かした新たなボランティアの確保に努め、ボランティアの裾野を広げていきます。

また、本年1月に発生した能登半島地震など、近年、大規模な災害が発生し、災害に対する意識が高まる中、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を強化するとともに、日常においてもボランティアセンター事業を充実させ、多様なボランティアの育成・活用を引き続き進めます。

5 相談支援・権利擁護においては、住民の皆様の個人の尊厳と意見が尊重され、適切な福祉サービスを選択できるよう、あんしんサポートねっと事業により、一人ひとりの生活に寄り添った必要な支援を行ってまいります。

また、生活困窮世帯を対象に、フードドライブを活用した食糧等支援や生活資金の貸付事業等を実施し、住民の皆様の自立した暮らしを支えていきます。

6 在宅福祉サービスにおいては、引き続き、福祉機器、福祉車両の貸出しを行うとともに、法の枠組みでは十分に対応できない制度の狭間への支援として「まごころ支援サポート事業」を実施し、高齢者等の在宅生活を支援します。

7 介護・障がい福祉サービスにおいては、職員の研修等を強化し、資質向上を図るとともに、利用者及びご家族との信頼関係を構築し、一人ひとりのニーズに寄り添ったサービスの提供に努めてまいります。

本年度におきましても、地域の「孤立」を防ぎ、不安に寄り添い、つながる取組みを進め、複雑化、多様化する福祉的課題に向けた包括的な支援サービスを提供し、誰もが「ふ、だんの「く、らしの「し、あわせ」を感じられる地域づくりを推進してまいります。

-目 次-

1	法人運営	P 1
2	地域福祉の推進	
	（1）地域福祉活動の推進	P3
	（2）福祉交流・活動拠点の推進	P4
	（3）福祉のまちづくり啓発活動の推進	P5
3	高齢者・障がい者・児童福祉の推進	
	（1）高齢者福祉の推進	P6
	（2）障がい者福祉の推進	P7
	（3）児童福祉の推進	P8
4	ボランティア活動の推進（ボランティアセンターの運営）	P10
5	相談支援・権利擁護	
	（1）日常生活自立支援	P12
	（2）生活困窮者支援	P12
	（3）福祉資金貸付	P13
6	在宅福祉サービス	P14
7	介護・障がい福祉サービス	
	（1）居宅介護事業	P15
	（2）訪問介護事業	P15
	（3）障がい福祉サービス事業	P16
	（4）相談支援事業	P16
8	その他	
	（1）共同募金会宮代支会業務	P17
	（2）日本赤十字宮代町分区業務	P17

Ⅱ 事業計画

1 法人運営

<令和6年度の目標>

本年度においては、地域福祉推進の中核的機関として、持続的かつ安定的に事業運営を推進するため、「組織体制及び職員定員管理計画」に基づき、社協機能の充実強化を図ります。

職員の人材育成については、職員一人ひとりが、地域共生社会の実現に向けた社協の使命を正しく理解し、取り組むべき福祉課題に向けて、自覚と責任ある行動がとれるよう職員の資質向上に努めます。

また、地域の皆様に、社協事業の理解を深め社協の活動に賛同・参加いただけるよう、会員募集に係る冊子の作成や昨年度スタートしました公式ライン登録を活用した社協事業等の発信に努め、社協事業の周知活動を強化してまいります。

社協の開所日については、福祉交流拠点としての機能を強化するため、昨年度から実施している試行的な休日開所の取組みを継続するとともに、交流スペースの有効活用を図ります。

<主な事業等>

①理事会・評議員会・監査会

予算額 251,000円

定款第13条及び第21条、第22条に基づき、理事会・評議員会・監査会を開催します。また、地域福祉の推進に向けた情報共有を図る場を提供します。

理事会…法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、会長、副会長及び常務理事の選定及び解散など

評議員会…予算及び業務計画、理事及び監事の選任又は解任、定款の変更、財産の処分等を決議など

監査会…法人の業務や財務を監査

②組織体制の強化

*新たな福祉需要に必要な職員の育成、確保に努めるとともに、適切な異動や業務ローテーションを進めます。

*事業の効果検証を行い、今後取り組むべき重点的事業を明確にするとともに、事業に必要な財源確保に努めます。

*社協と共同で地域福祉に取り組む団体等の連携（ネットワーク）を強化します。

*会員募集にかかる冊子等を作成するとともに、会員証の見直しを図り、社協活動の理解を広げます。

③各種委員会の開催

予算額 7,500 円

社協運営に必要な研修、情報共有、課題解決を図るため、以下の委員会等を開催します。

全体会議・研修会…地域福祉及び組織の課題の共有、解決策の検討等
感染防止委員会…感染防止に関する研修会の検討実施
虐待防止委員会…虐待防止に関する研修会の検討実施
事業継続計画（BCP）委員会…BCPに関する研修会の検討実施

④広報・ホームページ

予算額 680,000 円

*社協活動を広く周知するため、「社協宮代（年3回）」「ひまわりだより（年1回）」を発行します。

*社協の登録団体（すてっぷ宮代活動チーム）の活動を中心としたすてっぷカレンダーの作成等ホームページを充実させます。

*昨年度スタートした社協公式LINEを活用し、社協事業の情報発信に努めます。

⑤福祉交流館の機能強化

*昨年度から実施している試行的な休日開所（第1土曜日、第3日曜日）を継続します。

*交流スペースの有効活用（ミニコンサートやイベント、講演会等）を進めます。



2 地域福祉の推進

<令和6年度の目標>

本年度においては、地域福祉に参加・協働する住民や多様な主体との協働により、地域生活の課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

そのため、「ともに支え合い 助け合う みんなにやさしいまちづくり」を基本理念とする町の「第2次宮代町地域福祉計画」を踏まえた「第2次宮代町地域福祉活動計画」を、住民の皆様や関係団体等と協働で策定します。

また、住民主体のさりげない見守りを行う「みまもりの「わ」事業」の拡充を図るとともに、見守りサポーター（みまもりさん、みまもり団員、みまもり協力店）の新たな活動の輪を広げます。

さらに、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるため、地域住民や多様な機関・団体等との協働により、地域福祉のプラットフォーム（基盤）づくりを検討します。

福祉交流拠点としての機能を発揮するため、西原自然の森拠点事業を実施し、人が集い、交流する機会を提供するとともに、認知症にフレンドリーな地域づくりの推進をはじめ、昨年度作成した「宮代みんなのふくしカルタ」を活用し、福祉を学び理解する機会を提供します。

(1) 地域福祉活動の推進

地域のゆるやかな見守り活動を行う見守りサポーター（みまもりさん みまもり団員 みまもり協力店）の拡充を図るとともに、新たな活動を展開し、高齢者等の社会的孤立を防止します。

また、地域の福祉施設及び団体等のそれぞれの専門性や特性を地域福祉活動に活かしていくため、すてっぷ宮代活動チームや地区・自治会、交流サロンの活動を支援するとともに、事業所等の相互の連携、協働の場を提供し、ネットワークの構築を進めてまいります。

更に、福祉活動を推進している事業所を物資面から支援し、地域住民の皆様の暮らしを支えてまいります。

<主な事業>

①地域福祉活動計画の策定（新規） 予算額 300,000円

昨年度、町で策定した「ともに支え合い 助け合う みんなにやさしいまちづくり」を基本理念とする「第2次宮代町地域福祉計画」を踏まえた「第2次宮代町地域福祉活動計画」を、住民の皆様や関係団体等と協働で策定します。

②みまもりの「わ」事業

予算額 200,000円

地域で誰もが安心して生活が送れるよう、さりげない見守りをしてくれる個人、団体、事業所等を増やし、支援を必要としている方が地域で孤立しない見守り体制の強化に努めます。

また、見守りサポーター（みまもりさん、みまもり団員、みまもり協力店）の新たな活動の輪を広げる取組みを進めます。

<令和6年1月末現在>

- *みまもりさん（個人登録） 128人
- *みまもり団員（団体登録） 28団体 648人
- *みまもり協力店（事業者や店舗登録） 33店舗

③地区・自治会支援事業

予算額 200,000円

地区・自治会に対し、社協の備品・機材、レクリエーション道具の貸出しや昨年度スタートした地域応援学生ボランティア（P10）を派遣し、地域福祉の核となる地区・自治会活動を支援します。また、昨年度に引き続き、「区長・自治会長感謝デー」を開催し、社協事業への理解を広げる機会を提供します。

④福祉活動推進事業所等支援事業

予算額 110,000円

宮代町内で福祉活動を推進している事業所等に対し、地域福祉に関する活動に必要な消耗品及び物品等を配分し、事業所等の事業や活動を支援します。また、今後の福祉活動が更に充実していけるように、異分野の事業所間の交流会、情報交換会を開催します。

(2) 福祉交流・活動拠点の推進

本年度については、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるため、西原自然の森拠点事業を実施するとともに、すてっぷ宮代活動チームに登録をした団体等の交流やネットワークを図る機会を創出し、地域住民や多様な機関・団体等との協働による地域福祉のプラットフォーム（基盤）づくりの検討を進めます。

<主な事業等>

①西原自然の森拠点事業

予算額 216,000円

町及び関係機関、町内福祉団体、ボランティア団体等と連携して、西原自然の森（福祉交流館すてっぷ宮代）を拠点とした「すてっぷまつり」や各種イベント等を実施し、人や団体等が集い、つながる場を広げ、交流を深める機会をつくります。

②すてっぷ宮代活動チーム事業

予算額 84,000円

すてっぷ宮代活動チームの交流やネットワーク化を図り、新たな地域福祉活動を創出するとともに、地域住民や多様な機関・団体等との協働による地域福祉のプラットフォーム（基盤）づくりの検討を進めます。

<令和6年1月末現在>

- *すてっぷ宮代活動チーム登録団体 83団体

(3) 福祉のまちづくり啓発活動

高齢者や障がい者をはじめ、市民の誰もが活動しやすく、安全で快適に生活できる「福祉のまちづくり」への取り組みが重要な課題となっています。社会福祉への理解と関心を高めるために、町内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の福祉活動を支援するとともに、宮代町、日本工業大学等と連携し、認知症に対する住民の理解を広げるための事業を実施します。

また、昨年度作成した「宮代みんなのふくしカルタ」を活用し、福祉を学び理解する機会を提供します。

<主な事業等>

①社会福祉協力校指定事業

予算額 450,000円

町内の小・中学校、高校、特別支援学校を社会福祉協力校に指定し、福祉教育を促進するために必要な経費を年間5万円助成します。また、学校からの依頼を受け、ボランティアや障がい者による体験教室の実施や体験機器の貸出しを行います。

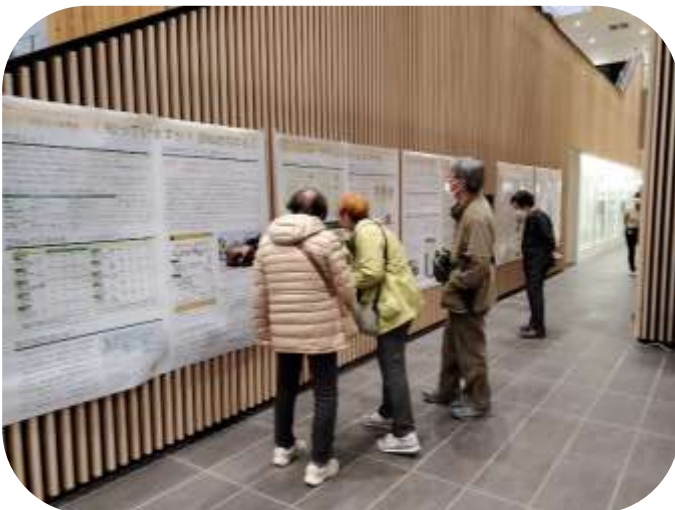
②認知症を支えるまちづくり事業

予算額 250,000円

『認知症があっても暮らしやすい街』（認知症フレンドリー社会）の構築に向けて、日本工業大学、町と連携し、定期的な会議や展示会、講演会等、認知症への理解につながる事業を企画、実施します。

③宮代みんなのふくしカルタ事業（新規）

昨年度、地域の様々な分野の人が関わり、つながり作成した「宮代みんなのふくしカルタ」を広め、活用します。今年度のユニバーサル〇〇大会(P.8)として、高齢者も障がいのある方も、子どもたちも誰もが気軽に参加できるユニバーサルカルタ大会を開催する他、完成品を学校や地域に配布・貸出することで、多くの方が交流し、福祉について考える機会を創出します。



3 高齢者・障がい者・児童福祉の推進

<令和6年度の目標>

本年度においては、高齢者、障がいのある方、子どもたちが、住み慣れた地域で孤立することなく安心した生活が送れるよう各事業に取り組みます。

高齢者福祉では、要援護高齢者の在宅生活を支えるふれあい生活支援事業（笑顔のチケット）や訪問理美容助成事業を継続するとともに、縁じょい事業をとおした高齢者のやりがいつくり、生きがいつくりを進め、社会参加の促進に取り組みます。

また、障がい者福祉においては、障がいのある方と地域を結ぶ交流事業を実施し、障がい理解を広げることで、障がいのある方が暮らしやすい社会づくりを推進します。

児童福祉では、子ども食堂事業や子どもの居場所づくりを進めるとともに、昨年度からスタートしました就学時におけるランドセル応援事業及び今年度から歳末生活応援事業を実施し、ひとり親世帯の経済的な支援に努めます。

引き続き、高齢者、障がい者、児童が抱える複雑、多様化するニーズに対応する事業の取組みを充実させ、一人ひとりの暮らしを支えてまいります。

(1) 高齢者福祉の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、町や生活支援サービスを担う様々な事業主体と連携しながら、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図るとともに、サービスの担い手不足解消のための方策をあわせて行ってまいります。

<主な事業等>

①ふれあい友の会事業

予算額 350,000円

ひとり暮らしの高齢者でふれあい友の会に登録されている方に対し、民生委員による暑中お見舞い品等の配布をとおして、ひとり暮らし高齢者の見守り活動を行います。

また、ふれあい友の会登録者の健康増進、生きがいつくり等を目的とした事業を実施し、ひとり暮らし高齢者の日常の暮らしを応援します。

<令和6年1月末現在>

*ふれあい友の会登録者数315人

②ふれあい生活支援事業（笑顔のチケット）

予算額 610,000円

ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活のお手伝いや趣味、活動のお手伝いを提供する「笑顔のチケット」を交付し、豊かな暮らしを応援するとともに、高齢者と地域のつながりを創出します。

また、町内の「笑顔のチケット」にかかるお手伝いを担う生活支援事業者と連携し、生活支援の担い手確保に向けた施策を実施します。

③地域交流サロン支援事業 **予算額 50,000円**

高齢者の居場所となる地域交流サロンの運営や立ち上げに関する相談に応じるとともに、活動にかかる助成金の申請支援や、一芸ボランティア・出前講座の調整、レクリエーショングッズや機材の貸し出し等を引き続き実施します。

④生活支援体制整備事業（受託） **予算額 4,300,000円**

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」を配置し、地域に不足しているサービスの創出や、サービスの担い手の養成等を目的とした以下の事業を実施します。

- 縁じょい支援
- 認定ヘルパー養成
- シニア初めて講座
- 地域支え合い講座
- 協議体（縁じょい支え合いチーム）
- 生活支援に関する情報発信

⑤高齢者等訪問理美容助成事業 **予算額 280,000円**

介護保険法における要介護状態区分が要介護1以上に認定された方で、心身の状態から理容店へ出向くことが困難な方、又は身体障害者手帳及び療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、自ら理容店等へ出向くことが困難な場合に、訪問による理美容サービスを受けた際の費用の一部を助成します。

- 助成内容 1人1回につき3,000円（年3回を限度）
- 令和6年1月末現在の利用者数 6人

（2）障がい者福祉の推進

障がいのある方の暮らしやすい地域づくりを進めるとともに、地域の方々の障がいに対する理解促進に努めます。また、町内の障がい福祉サービス事業所や福祉団体の交流の場を企画し、障がいのある方の活動の創出や地域活動を支援するとともに、引き続き、音訳CD点字本配布などに取り組みます。

<主な事業等>

①障がい者交流事業 **予算額 150,000円**

「福祉の店喫茶ぶどうの樹」を拠点とし、町内外の福祉サービス事業所、特別支援学校と連携を図りながら障がいのある方の地域活動を支援します。また、障がいのある方と地域の方々と一緒に参加する場や機会を設け、障がいのある方の活動支援、理解促進、地域交流を進めます。

②チーム対抗ユニバーサル〇〇大会（新規）

予算額 150,000 円

レクリエーション、スポーツ、ゲーム等をとおして、高齢者や障がいのある方、地域の方々が心の交流を図り、相互の理解と親睦を深めることを目的としたチーム対抗ユニバーサル〇〇大会を開催します。

〇〇の内容は毎年変え、例えば、輪投げ、バグゴ、ボッチャ、ユニバーサル野球、宮代みんなのふくしカルタなどを実施します。今年度は、昨年度に作成した『宮代みんなのふくしカルタ』大会を実施予定。

③音訳 CD 点字本配布事業

予算額 50,000 円

視覚障害等により広報誌が見えにくい方に対し、みやしろ音訳ボランティアに音訳していただいた『広報みやしろ』、『社協宮代』、『議会だより』を CD にして毎月郵送します。

また、『議会だより』は図書館に設置する他、町・社協の HP からそれぞれの広報誌の音訳データが聞ける環境を整備します。

（3）児童福祉の推進

子どもに関する多様な社会課題により、学校・家庭以外の第3の子どもの居場所づくりが求められています。

そこで、地域の中で、子どもたちが「孤立」せず笑顔で暮らせるよう、町や関係機関と連携し、支援が必要な家庭の見守り活動を行う他、子ども食堂を継続開催するとともに、すてっぷ宮代が子どもにとっての居場所・交流拠点になるよう環境整備に取り組みます。

また、昨年度スタートした就学時におけるランドセル購入費用を助成する「就学時ランドセル応援事業」を継続するとともに、今年度より歳末生活応援事業を実施し、ひとり親世帯等の経済的支援を行います。

<主な事業等>

①子ども食堂（ゆうやけひろば）事業

予算額 680,000 円

低価格での食事提供と居場所づくりを目的とした『ゆうやけひろば(子ども食堂)』を、ボランティアとともに運営します。定期開催（月2回）するにあたっては、コロナ禍でのテイクアウトから子ども食堂の会場での食事提供に戻すとともに、“あそびば”における大学生ボランティアを拡充し、子どもの居場所機能の増強を図ります。

■子ども食堂開催日 第2土曜日、第4木曜日 午後5時～

②お弁当配達事業（受託事業）

予算額 3,118,000 円

町の子育て支援課と連携し、支援が必要な子育て世帯に対し、見守りを目的としたお弁当や食品の宅配を、週1回（火曜日）実施します。

③新たな子どもの居場所事業

予算額 50,000 円

町の子育て支援課と連携し、地域の子どもの居場所づくり活動を情報発信するとともに、新たな子どもの居場所づくり活動の立ち上げや補助金申請支援等を行います。

また、すてっぷ宮代に、子どもや保護者が気軽に来られよう、子ども向けのイベントの開催や「子どもの時間」の設置、キッズコーナーの充実を図ります。

*「子どもの時間」…夕方、小中学生を対象に、多目的室等を活用したオープンスペース（自由に使用できるスペース）を設置

④就学时ランドセル応援事業

予算額 200,000 円

経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭等に対し、就学时におけるランドセル購入費用を助成し、児童の健全育成及び教育費負担軽減による経済的不安を解消します。

■児童一人につき 助成額 20,000 円

■令和6年1月末現在の申請者数 8人

⑤歳末生活応援事業（新規）

予算額 350,000 円

経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭等に対し、少しでも温かい新年を過ごしていただくために、ありがとう商品券を配布します。

⑥交通遺児援護金

予算額 60,000 円

交通事故で保護者をなくされた18歳以下の子どもに、年額6万円を支給します。



4 ボランティア活動の推進（ボランティアセンターの運営）

<令和6年度の目標>

新型コロナウイルスにより活動を休止していたボランティア団体も、徐々に活動を再開し、活躍する場を広げはじめています。

さらに、ボランティア活動についての理解と参加を促進するため、ボランティアセンターだよりを発行するとともに、ボランティアを広く捉えなおし、多様な団体と連携していく他、ボランティアを身近に感じられるイベントを開催し、ボランティア活動への参加のきっかけをつくります。

また、昨年度スタートした学生力を地域づくりに活用する仕組みづくり活用し、新たな学生ボランティアの開拓、確保し、ボランティアの裾野を広げていきます。

<主な事業等>

- ①ボランティアセンターの運営** **予算額 118,000円**
ボランティア活動の広報や、登録ボランティアの支援、コーディネートを通じて、ボランティア活動の活性化、ボランティア人口の増加を図ります。また、すてっぷまつり（P4. 西原自然の森拠点事業）をとおして、ボランティア団体等の活動紹介やボランティア体験の機会を提供し、子どもから大人まで誰もが気軽にボランティア活動に参加するきっかけをつくとともに、ボランティア団体同士の交流を図り、各団体の活動の活性化につなげます。
- ②ボランティア養成講座** **予算額 83,000円**
既存のボランティア団体につながるものや、新たに必要とされるボランティアの養成講座を実施するとともに、既存のボランティアのレベルアップを目的とした講座を開催します。
- ③ボランティア体験プログラム事業** **予算額 79,000円**
夏休み期間に、ボランティア経験のない方も気軽に参加できるような、ボランティア体験メニューを提供します。
- ④地域応援学生ボランティア運営事業（新規）** **予算額 20,000円**
学生力を地域づくりに活かしていく仕組みづくりとして、昨年度整備した日本工業大学生や町内在住の大学生、高校生と地域活動をつなぐ「地域応援学生ボランティア制度」を広めるとともに、新たな学生ボランティアの確保に努めます。
- ⑤災害ボランティアセンター運営事業** **予算額 100,000円**
災害時において、住民ニーズに添った支援をするためには、混乱時にも的確にボランティアを派遣するノウハウを蓄積することが必要なため、関係機関等と連携し、災害ボランティ

アセンダー立上げ・運営訓練を実施します。

訓練により、すてっぷ宮代でのレイアウト、またコロナ等感染症対策等を盛り込んだマニュアル改正を行います。



5 相談支援・権利擁護

<令和6年度の目標>

本年度においては、町民の皆様が、個人の尊厳と意見が尊重され適切な福祉サービスを選択、利用できるよう支援するとともに、住み慣れた地域で孤立することなく安心した生活を送ることができるよう各事業に取り組みます。

生活困窮者支援については、様々な関係機関と連携し、福祉資金の貸付業務をはじめ、フードパントリー、彩の国あんしんセーフティネット、生活困窮者自立支援事業等、相談者の自立に向けたきめ細やかな支援を行ってまいります。

また、権利擁護については、埼玉県社協から委託を受けている福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと事業）を継続的に実施するとともに、成年後見制度の周知に努め、制度の理解、促進を図ってまいります。

(1) 日常生活自立支援

日常生活に不安や課題を抱える方に対し、金銭管理を中心とした福祉サービスの利用援助を実施します。そのため、生活支援員を確保するとともに、サービスの質の向上を目的とした研修会の実施や適正な支援等に努めます。

<主な事業等>

①あんしんサポートねっと事業（県社協受託事業） 予算額 238,000円

埼玉県社会福祉協議会から委託を受け、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方等で判断能力が不十分な方が自立した日常生活が送れるよう、専門員と生活支援員による日常的な金銭管理や貴重品預り等の福祉サービス利用を援助します。

(2) 生活困窮者支援

生活が困窮している方に対し、食糧支援を実施するとともに、地域の社会福祉法人及びアサポート相談支援センターと連携し、自立に向けた細やかな支援を行うなど、様々な生活困窮者支援を実施してまいります。

<主な事業等>

①彩の国あんしんセーフティネット事業

既存の制度では対応できない様々な生活課題を抱える生活困窮者等に対し、社会貢献活動を実施する社会福祉法人と連携し、相談支援や経済的援助を行います。

■滞納している公共料金や生活費等に10万円を限度に給付（給付は社会福祉法人が実施）

②生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し最低限度の生活を継続できないおそれのある生活困窮者に対し、生活や就労等の幅広い相談支援を行い、必要な関係機関につなぎます。

③フードパントリー事業

予算額 50,000 円

町内に設置した食品寄付 BOX や、企業や個人から提供いただいた食品等を受付・保管し、食糧支援を必要とする方に無料で配布します。

偶数月のフードパントリーの開催、ボランティア募集を継続するとともに、より必要な方に届くよう事業の周知を行います。

<令和6年1月末現在>

*フードドライブボランティア 20人

*フードドライブステーション 7カ所（役場2か所 郵便局3か所 無印良品 社協）

(3) 福祉資金貸付

生活費に困窮している低所得者世帯に対し、応急的な資金の貸付と必要な助言指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保します。

<主な事業等>

①宮代町福祉資金の貸付事業

予算額 1,730,000 円

生活費に困窮している低所得者世帯に対し、生活の安定と自立の助長を図るため、民生委員・児童委員の協力の下、5万円を限度として、応急的な資金の貸付を行います。

②生活福祉資金貸付事業

予算額 568,000 円

埼玉県社協が実施主体である貸付事業の受付窓口業務を行います。新型コロナでの特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の返済業務が昨年度から始まり、今年度も債務者との継続的な相談支援に取り組みます。



6 在宅福祉サービス

<令和6年度の目標>

本年度においては、引き続き、福祉車両や車いすをはじめとした各種福祉機器を無料で貸出すことにより、歩行が困難である高齢者及び身体障がい者、病気療養中の方などの日常生活の負担を軽減し、在宅における福祉の増進、高齢者等の社会参加の促進に努めます。

また、高齢者や障がいのある方等に対し、各福祉関係法や制度では担えない家事支援及び簡易的な介護等のサービス等を提供することにより、高齢者等の自立促進及び生活の質の確保を図ってまいります。

<主な事業等>

①福祉車両・福祉機器貸出し事業

予算額 720,000円

車いすに座ったまま乗車できる福祉車両(軽自動車)3台を、数時間から数日間の範囲で、ガソリン代実費相当分の費用負担で貸出します。

また、車いすやシルバーカー、シャワーチェアー、松葉杖、歩行器、4点杖など各種福祉機器を、有期限で貸出します。(介護保険制度優先)

②まごころ支援サポート事業

日常生活において手助けを必要とする高齢者等に対し、各福祉関係法や制度では担えない通院同行や外出介助、生活援助、家事支援や簡易的な介護等のサービスを提供します。



7 介護・障がい福祉サービス

<令和6年度の目標>

高齢者支援では「居宅介護支援事業所」「訪問介護支援事業所」を、障がい者支援では「障がい福祉サービス事業所」「相談支援事業所」を運営し、法制度を遵守した事業所運営を念頭に、職員やサービスの質の向上、利用者及びご家族との信頼関係を大切にしながら、一人ひとりに寄り添ったサービスの提供に努めます。

また、介護、障がい福祉サービス事業所の運営をとおして、複雑化、多様化する地域の福祉的課題や個別ニーズの支援に取り組んでまいります。

(1) 居宅介護事業

予算額 18,840,000 円

要介護状態にある高齢者等に対し、介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者の要望に添いながら、一人ひとりの心身の状況に合った居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成します。利用者が“このまちで安心していつまでも在宅で暮らしていただく”ために、常に質の高いケアマネジメントを実施することに努めます。

<主な事業等>

①介護予防支援事業所の運営

要支援1または要支援2と判定された方及び要支援者に相当する状態等の方に対して、要介護状態へ移行することを予防する観点から、介護予防ケアマネジメントを行います。

②居宅介護支援事業所の運営

要介護認定者が自宅で自立した生活を送れるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人や家族の心身の状況及び生活環境、希望などに沿って、居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成やサービス調整を行います。

(2) 訪問介護事業

介護状態にある高齢者等に対し、“その人がその人らしく在宅でいつまでも暮らす”ため、心身の状況にあわせた身体介護、生活援助を行います。

<主な事業等>

①訪問介護支援事業所の運営

予算額 36,669,000 円

ホームヘルパーが要支援1・2、要介護1～5の要介護認定を受けている高齢者が、自宅で可能なかぎり自立した生活を送れるよう、自宅を訪問して介護サービスを提供します。

(3) 障がい福祉サービス事業

障がいのある方が地域で活動する場として、「宮代ひまわりの家」「福祉の店ぶどうの樹」を運営します。

昨年に引き続き、携わるスタッフの更なる支援やサービスの質の向上、社協職員の役割として地域を支える意識を高めるため、職員研修の機会の確保、充実を図ります。

<主な事業等>

①宮代ひまわりの家の運営

予算額 104,435,000 円

障害者総合支援法第5条に定められた「生活介護」「就労継続支援」に基づき、日中活動サービスを提供します。

また、利用者の特性や目標にあわせた活動班（洗濯班、清掃班、自販機班、資源回収班、さをり班、内職班、ひまわり班）を編成し、作業活動や生産活動を行うとともに、新たな作業活動等の開拓に努めます。

②福祉の店喫茶ぶどうの樹の運営

予算額 5,893,000 円

障がい者ある方々の社会参加及び福祉的就労、就業訓練の場として、福祉の店喫茶ぶどうの樹を運営します。

また、地域交流や憩いの場として多くの町民の方が関われる環境をつくり、福祉意識の啓発、福祉のまちづくりを推進することを目的として活動します。

(4) 相談支援事業

行政機関、近隣事業所と連携を図りながら、障がい福祉サービス利用を希望している方々の利用相談を計画的に受託します。質の高いケアマネジメントの提供とあわせて、安定的な運営を目指します。

<主な事業等>

①相談支援事業所ひまわりの運営

予算額 12,049,000 円

障がい福祉サービス利用を希望する障がい者の依頼に応じて、サービス等利用計画を作成し、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。

また、一定期間ごとに利用者の生活状況やサービス状況を検証し、サービス等利用計画が適切であるか見直し（モニタリング）を行います。

8 その他

＜令和6年度の目標＞

本年度においても、宮代町支会として、赤い羽根共同募金及び地域歳末たすけあい募金の活動を実施し、募金運動の普及活動に努めていきます。

また、宮代町分区として、日赤会員募集を実施し、赤十字奉仕団と連携をしながら、赤十字活動の普及や災害時に備えた活動を実施してまいります。

民間福祉活動の支援資金となる募金活動を通じて、自らが福祉に参加するという意識の向上を図り、助け合い、支え合い、思いやりのこころを育みます。

（1）共同募金会宮代支会

赤い羽根共同募金運動や地域歳末たすけあい募金活動を実施します。実施にあたっては、地域の方に、赤い羽根共同募金運動や地域歳末たすけあい募金の趣旨を理解していただくため、チラシ等を作成し募金の使途を理解してもらえよう努めます。

＜主な事業等＞

①赤い羽根共同募金

町内の自治会、学校、役場、各福祉団体等に協力をいただき、10月から3月までの6か月間、赤い羽根共同募金運動を実施します。

②地域歳末たすけあい募金

ひとり親世帯へ歳末生活応援事業（P9）を実施するため、町内の事業所や団体等へ協力を依頼し、地域歳末たすけあい募金活動を実施します。

（2）日本赤十字宮代町分区

日本赤十字の会員募集活動を実施するとともに、広く町民の方に赤十字活動を理解していただくため、宮代町赤十字奉仕団と連携をして、赤十字の普及活動や災害時に向けた取組みを強化します。

＜主な事業等＞

①日本赤十字社会員募集

日本赤十字社が実施する災害救護対策等の諸活動を支援するため、例年4月～5月を会員増強運動月間として会員募集を実施します。

②日赤災害救援物資及び災害見舞金の交付

住宅の火災や浸水など、災害救助法の適用に至らない程度の災害を受けた被災者に対して、援護又は弔意することを目的に、布団や毛布等の日赤災害救援物資及び災害見舞金を

交付します。

③日本赤十字の災害義援金・救援金受付

国内外を問わず世界で起った災害に対し、宮代町分区として災害義援金・救援金の受付を行います。

④赤十字奉仕団支援事業

赤十字の普及活動をはじめ、献血の呼び掛けや救命講習会の開催等、広く赤十字活動のPRに努めます。また、子どもや若い世帯向けにイベントを企画し、若いうちから防災意識を学ぶ機会を提供します。さらに、災害時に備えて、災害ボランティアセンターの立ち上げ(P10)や炊き出し訓練を行います。

② 防災意識啓発事業

自治会又は地域自主防災会に対して、日赤埼玉県支部の協力を受け、いざという時に役に立つ救急法やハイゼックス講習会を開催し、町民の防災意識を高めます。

